

第 7 2 5 号
平成26年12月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市保育の必要性の認定に関する規則	25	2
・天理市職員任用規則の一部改正	26	3
・天理市会計規則の一部改正	27	3
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	352	3
・公示送達について	353	4
・放置自転車等の保管について	354	4
・放置自転車等の保管について	355	4
・公営企業の業務状況の公表について	356	5
・放置自転車等の保管について	357	22
・放置自転車等の保管について	358	22
・放置自転車等の保管について	359	22
・放置自転車等の保管について	360	23
・放置自転車等の保管について	361	23
・放置自転車等の保管について	362	24
・住民票の職権消除について	363	24
・放置自転車等の保管について	364	24
・放置自転車等の保管について	365	24
・放置自転車等の保管について	366	25
・公示送達について	367	25
・放置自転車等の保管について	368	25
・天理市名阪高架下駐車場における使用料の徴収事務の委託についての一部改正について	369	26
・違反広告物の保管について	370	26
・違反広告物の保管について	371	26
・公示送達について	372	27
・公示送達について	373	27
・放置自転車等の保管について	374	27
・放置自転車等の保管について	375	28
・放置自転車等の保管について	376	28
・放置自転車等の保管について	377	28
・通知カード・個人番号カード関連事務の委任について	378	29
・放置自転車等の保管について	379	29

・放置自転車等の保管について	380	29
・放置自転車等の保管について	381	30
・平成26年度天理市一般会計補正予算(第3号)の要領について	382	30
・平成26年第4回天理市議会定例会の招集について	383	32
・放置自転車等の保管について	384	32
・放置自転車等の保管について	385	32
・放置自転車等の保管について	386	32
・放置自転車等の保管について	387	33
・放置自転車等の保管について	388	33
・放置自転車等の保管について	389	34

公 告	番号	頁数
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の更新について	41	34
・一般競争入札について	42	34
・大和都市計画生産緑地地区の変更に係る縦覧について	43	39
・天理市名阪高架下駐車場の指定管理者の代表者の氏名の変更についてについて	44	39

教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	15	39

農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	12	39

選挙管理委員会	番号	頁数
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	23	39
・選挙人名簿及び在外選挙人名簿に登録をした者の氏名を記載した書面の縦覧場所について	24	40
・衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の場所について	25	40
・衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場について	26	40
・選挙権を有する者の直接選挙に必要な選挙人の数について	27	40

・衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査における各投票区の投票所 の場所について	28	41
・衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査における期日前投票所の場 所について	29	41
・衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査における本市開票区の場所 及び日時について	30	41
・衆議院小選挙区選出議員選挙におけ る候補者の氏名及び当該候補者に係 る候補者届出政党の名称の掲示の順 序を定めるくじを行う場所及び日時 について	31	41
・衆議院議員総選挙における投票立会 人として届出のあった者が10人を超 えるとき等におけるくじを行う場所 及び日時について	32	41
・衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査における開票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任につい て	33	42
・衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査における各投票区の投票管 理者及びその職務を代理すべき者の 選任について	34	42

・衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官 国民審査における期日前投票所の投 票管理者及びその職務を代理すべき 者の選任について	35	42
監査委員		
・平成26年度第2回定期監査の結果に ついて	4	42
公営企業		
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	30	51
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	31	51
・天理市指定給水装置工事事業者の指 定について【告示】	10	51
・一般競争入札について【公告】	32	51
・天理市指定下水道工事店の指定につ いて【公告】	33	56
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	34	56
・平成26年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	35	56

規 則

(平成26年11月11日揭示済)

天理市保育の必要性の認定に関する規則をここに公布する。
平成26年11月11日

天理市長 並 河 健

天理市規則第25号

天理市保育の必要性の認定に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、保育給付の支給認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、この規則で定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

(労働時間の下限)

第3条 施行規則第1条第1号の規定により市が定める時間は、64時間とする。

(保育必要量の区分)

第4条 市長は、保育必要量を次に掲げる時間により区分するものとする。

(1) 保育標準時間 保育必要量として1日11時間までの利用に対応するものとして1月当たり平均275時間までとするものをいう。

(2) 保育短時間 保育必要量として1日8時間までの利用に対応するものとして1月当たり平均200時間までとするものをいう。

(支給認定の有効期間)

第5条 市長は、支給認定に当たっては、施行規則第8条の規定に基づき、当該支給認定の有効期間を設

定するものとする。

2 施行規則第8条の規定により市が定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 施行規則第8条第4号ロの期間 90日

(2) 施行規則第8条第6号及び第12号の期間 育児休業の期間等当該子ども及び保護者の状況並びに地域における保育利用の公平性を勘案して市長が認める期間。ただし、育児休業の対象となる子どもの出産後1年を経過する日の属する月の末日までを限度とする。

(3) 施行規則第8条第7号及び第13号の期間 保育が必要な事由並びに子ども及び保護者の状況を勘案して市長が認める期間

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、法の施行の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則は、この規則の施行の日以後に保育を受ける小学校就学前子どもに対する保育給付の支給認定について適用する。

(平成26年12月1日揭示済)

天理市職員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月1日

天理市長 並 河 健

天理市規則第26号

天理市職員任用規則の一部を改正する規則

天理市職員任用規則(昭和56年9月天理市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「のいずれかによって」を「により」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

(2) 口述試験

(3) 必要と認めるものにあつては、実務試験

第4条第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年12月1日揭示済)

天理市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月1日

天理市長 並 河 健

天理市規則第27号

天理市会計規則の一部を改正する規則

天理市会計規則(昭和45年3月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第26条第6号中「使用料」の次に「手数料」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

(平成26年11月6日揭示済)

天理市告示第352号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月6日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年11月6日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月6日から平成27年1月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費2,050円
 - イ 保管費1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

（平成26年11月7日揭示済）

天理市告示第353号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年11月7日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（平成26年11月7日揭示済）

天理市告示第354号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年11月7日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月7日から平成27年1月5日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成26年11月10日揭示済）

天理市告示第355号

平成26年12月10日 水曜日

天理市公報

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年11月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月10日から平成27年1月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月11日掲示済)

天理市告示第356号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、平成26年4月1日から平成26年9月30日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

平成26年11月11日

天理市長 並 河 健

平成26年度上半期天理市水道事業報告書
(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の給水戸数は、前年同期に比べ196戸（0.8%）増加の23,453戸となりましたが、給水人口は、187人（0.3%）減少の67,611人となりました。また、有収水量は、3,271㎥（0.1%）減少の4,481,466㎥となりました。

(建設改良)

建設改良工事としましては、田部町・三島町地内での配水管改良工事や市内数箇所配水管布設工事を行いました。また、老朽化した施設の更新として、岩屋町内での配水池更新工事を行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、大口需要者の使用量が増加したこと等により、給水収益が前年同期に比べ37,045,735円（3.3%）増加の1,149,361,360円となりました。また、会計基準変更により新たに長期前受金戻入が68,026,000円増加したことにより、当期収入合計は、前年同期に比べ104,251,115円（9.3%）増加の1,222,685,139円となりました。

一方費用は、修繕費、受水費及び減価償却費等が減少したことにより、前年同期に比べ203,563,400円（18.4%）減少の902,921,187円となりました。この結果上半期の損益収支は、319,763,952円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定例第2回	報告第3号	平成25年度天理市水道事業会計予算繰越計算書	H26. 06. 09
定例第3回	認定案第8号	平成25年度天理市水道事業会計決算認定について	H26. 09. 29

(3) 行政官庁認可事項

該当事項は、ありません。

(4) 職員に関する事項

平成26年9月30日現在 (単位：人)

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	臨時職員	計
職員数	10	18	5	0	33

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

(契約金額1,000万円以上)

工 事 名	金 額 (円)	備考
(25年度繰越 配水施設費) 岩屋町地内 岩屋配水池更新工事	18,306,000	
杣之内町地内 南行水圧調整弁及び電磁流量計更新工事	11,556,000	
(25年度繰越 配水管新設工事費) 田部町地内 山の辺第一工区天理停車場線及び街 区整備工事(その1)外3件に伴う配水管布設工事	11,888,640	
(25年度繰越 配水管改良工事費) 田部町、三島町地内 φ150mm配水管改良工事	60,314,760	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成26年度	平成25年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
9 月 末 給 水 人 口 (人)	67,611	67,798	△ 187	99.7
9 月 末 給 水 戸 数 (戸)	23,453	23,257	196	100.8
上 半 期 配 水 量 (m ³)	4,819,292	4,772,347	46,945	101.0
上 半 期 有 収 水 量 (m ³)	4,481,466	4,484,737	△ 3,271	99.9
上 半 期 有 収 水 量 率 (%) (上半期有収水量/上半期配水量)	93.0	94.0	△ 1.0 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成26年度	平成25年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 収 益	1,222,685,139	1,118,434,024	104,251,115	109.3
営 業 収 益	1,150,355,510	1,113,247,055	37,108,455	103.3
営 業 外 収 益	72,329,629	3,726,601	68,603,028	1,940.9
特 別 利 益	0	1,460,368	△ 1,460,368	0.0

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成26年度	平成25年度	比 較	
			増 減	比 率 (%)
水 道 事 業 費 用 (うち、繰越分)	902,921,187 0	1,106,484,587 3,247,000	△ 203,563,400 △ 3,247,000	81.6 0.0
営 業 費 用 (うち、繰越分)	825,391,048 0	1,043,273,255 3,247,000	△ 217,882,207 △ 3,247,000	79.1 0.0
営 業 外 費 用	57,722,859	63,192,832	△ 5,469,973	91.3
特 別 損 失	19,807,280	18,500	19,788,780	107,066.4
予 備 費	0	0	0	-

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水道事業収益	2,431,809,000	1,292,536,876	1,139,272,124
	営業収益	2,281,743,000	1,220,168,621	1,061,574,379
	営業外収益	150,064,000	72,368,255	77,695,745
	特別利益	2,000	0	2,000
支 出	水道事業費用	2,243,857,000	934,482,976	1,309,374,024
	営業費用	2,075,485,000	856,943,430	1,218,541,570
	営業外費用	144,364,000	57,724,552	86,639,448
	特別損失	23,008,000	19,814,994	3,193,006
	予備費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	水道事業資本的収入	370,151,000	40,194,480	329,956,520
	負担金	21,132,000	7,004,880	14,127,120
	分担金	39,177,000	27,507,600	11,669,400
	固定資産売却代金	10,000	0	10,000
	補助金	11,365,000	5,682,000	5,683,000
	投資償還金	298,467,000	0	298,467,000
支 出	水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,605,595,150 377,078,150	317,925,305 115,591,320	1,287,669,845 261,486,830
	建設改良費 (うち、繰越分)	1,099,747,150 377,078,150	166,347,667 115,591,320	933,399,483 261,486,830
	企業債償還金	305,848,000	151,577,638	154,270,362
	投資	200,000,000	0	200,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
3,571,486,813	0	151,577,638	3,419,909,175

ロ 一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成26年度 上半期天理市水道事業損益計算書

(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	1,149,361,360		
(2) 受託工事収益	0		
(3) その他営業収益	<u>994,150</u>	1,150,355,510	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	393,409,812		
(2) 配水及び給水費	56,946,338		
(3) 受託工事費	0		
(4) 総係費	62,404,418		
(5) 減価償却費	312,625,000		
(6) 資産減耗費	5,309		
(7) その他営業費用	<u>171</u>	<u>825,391,048</u>	
営業利益			324,964,462
3 営業外収益			
(1) 受取利息	1,562,417		
(2) 他会計補助金	2,257,000		
(3) 長期前受金戻入	68,026,000		
(4) 雑収益	<u>484,212</u>	72,329,629	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	57,619,961		
(2) 雑支出	<u>102,898</u>	<u>57,722,859</u>	<u>14,606,770</u>
経常利益			339,571,232
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	154,280		
(3) その他特別損失	<u>19,653,000</u>	<u>19,807,280</u>	<u>△19,807,280</u>
当期純利益			319,763,952
前年度繰越利益剰余金			469,104,112
その他未処分利益剰余金変動額			<u>3,355,822,150</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>4,144,690,214</u></u>

平成26年度 上半期天理市水道事業貸借対照表
(平成26年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		521,275,477	
ロ 建 物	1,398,560,954		
減価償却累計額	<u>△516,534,564</u>	882,026,390	
ハ 構 築 物	21,006,736,128		
減価償却累計額	<u>△10,113,633,654</u>	10,893,102,474	
ニ 機 械 及 び 装 置	3,913,702,753		
減価償却累計額	<u>△3,136,396,834</u>	777,305,919	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	26,077,939		
減価償却累計額	<u>△21,296,117</u>	4,781,822	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	66,176,998		
減価償却累計額	<u>△51,951,881</u>	14,225,117	
ト 量 水 器	77,880,087		
減価償却累計額	<u>△38,156,244</u>	39,723,843	
チ リ ー ス 資 産	1,488,375		
減価償却累計額	<u>0</u>	1,488,375	
リ 建 設 仮 勘 定		<u>169,911,994</u>	

有形固定資産合計

13,303,841,411

(2) 投 資

イ 投資有価証券		298,467,000	
ロ その他投資		<u>700,000,000</u>	
投資合計		<u>998,467,000</u>	

固定資産合計

14,302,308,411

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		2,168,258,844	
(2) 未収金	335,080,765		
貸倒引当金	<u>0</u>	335,080,765	
(3) 貯蔵品		5,532,440	
(4) 前払費用		181,653	
(5) 前払金		111,524,800	
(6) その他流動資産		<u>43,577,947</u>	

流動資産合計

2,664,156,449

資産合計

16,966,464,860

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	3,265,639,121	
企業債合計		3,265,639,121
(2) リース債務		777,985
(3) 引当金		
イ 退職給付引当金	437,365,682	
ロ 修繕引当金	351,259,361	
引当金合計		788,625,043
固定負債合計		4,055,042,149

4 流動負債

(1) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	154,270,054	
企業債合計		154,270,054
(2) リース債務		355,949
(3) 未払金		87,436,369
(4) 前受金		28,229,340
(5) 引当金		
イ 退職給付引当金	69,548,699	
ロ 修繕引当金	65,487,400	
引当金合計		135,036,099
(6) その他流動負債		
イ 預り金	95,015,035	
ロ その他流動負債	72,408,217	
その他流動負債合計		167,423,252
流動負債合計		572,751,063

5 繰延収益

(1) 長期前受金	2,697,996,181	
(2) 長期前受金額 収益化累計額	△ 68,026,000	
繰延収益合計		2,629,970,181
負債合計		<u>7,257,763,393</u>

資本の部

6 資本金		4,719,911,287
7 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	5,313,558	
ロ 工事負担金	305,498,064	
ハ 分担金	46,256,379	
ニ 寄附金	487,031,965	
資本剰余金合計		844,099,966
(2) 利益剰余金		
イ 当期末処分利益剰余金	4,144,690,214	
利益剰余金合計		4,144,690,214
剰余金合計		4,988,790,180
資本合計		9,708,701,467
負債資本合計		<u>16,966,464,860</u>

平成26年度上半期天理市下水道事業報告書
 (平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の排水戸数は、下水道事業の整備が進み、前年同期に比べ303戸(1.5%)増加の20,011戸となりました。また、排水量は25,252㎥(0.6%)減少の4,272,201㎥となりました。

(建設改良)

建設拡張工事としましては、区画整理事業に伴う田部町の汚水管布設工事を行いました。また、公共樹の設置工事を市内各地で行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、下水道使用料収入は前年同期に比べ8,934,089円(1.4%)増加の635,282,439円となりました。また、会計基準変更により新たに長期前受金戻入が201,797,000円増加したことにより、当期収入合計は、前年同期に比べ143,309,028円(10.6%)増加の1,489,707,894円となりました。

一方費用は、修繕費、支払利息等が減少したことにより、前年同期に比べ9,858,320円(0.8%)減少の1,222,563,053円となりました。この結果、上半期の損益収支は、267,144,841円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、市民の生活環境向上に努める所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定例第2回	報告第4号	平成25年度天理市下水道事業会計予算繰越計算書	H26. 06. 09
定例第3回	認定案第9号	平成25年度天理市下水道事業会計決算認定について	H26. 09. 29

(3) 行政官庁認可事項

該当事項は、ありません。

(4) 職員に関する事項

平成26年9月30日現在（単位：人）

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	計
職員数	6	6	2	14

(5) 使用料金その他利用条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額1,000万円以上）

工 事 名	金 額（円）	備考
（25年度繰越 公共下水道整備費 管渠整備費） 田部町地内污水管布設工事	13,478,400	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	平成26年度	平成25年度	比 較	
			増 減	比 率(%)
9月未排水戸数 (戸)	20,011	19,708	303	101.5
上半期排水量 (m ³)	4,272,201	4,297,453	△ 25,252	99.4

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	平成26年度	平成25年度	比 較	
			増 減	比 率(%)
下水道事業収益	1,489,707,894	1,346,398,866	143,309,028	110.6
営業収益	650,765,553	652,746,802	△ 1,981,249	99.7
営業外収益	838,942,341	693,650,114	145,292,227	120.9
特別利益	0	1,950	△ 1,950	0.0

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	平成26年度	平成25年度	比 較	
			増 減	比 率(%)
下水道事業費用 (うち、繰越分)	1,222,563,053 4,696,000	1,232,421,373 0	△ 9,858,320 4,696,000	99.2 —
営業費用 (うち、繰越分)	950,520,605 4,696,000	950,731,993 0	△ 211,388 4,696,000	99.9 —
営業外費用	263,344,198	281,682,750	△ 18,338,552	93.5
特別損失	8,698,250	6,630	8,691,620	131,195.3
予備費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的收入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下水道事業収益	3,022,443,000	1,528,050,652	1,494,392,348
	営業収益	1,333,398,000	689,091,674	644,306,326
	営業外収益	1,689,044,000	838,958,978	850,085,022
	特別利益	1,000	0	1,000
支 出	下水道事業費用 (うち、繰越分)	2,614,371,680 5,071,680	1,243,085,831 5,071,680	1,371,285,849 0
	営業費用 (うち、繰越分)	2,050,544,680 5,071,680	971,038,839 5,071,680	1,079,505,841 0
	営業外費用	552,819,000	263,344,428	289,474,572
	特別損失	10,008,000	8,702,564	1,305,436
	予備費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的收入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下水道事業資本的收入 (うち、繰越分)	463,243,000 11,000,000	177,664,170 1,300,000	285,578,830 9,700,000
	負担金	55,449,000	3,521,270	51,927,730
	補助金 (うち、繰越分)	393,097,000 11,000,000	172,348,500 1,300,000	220,748,500 9,700,000
	長期貸付金回収金	4,697,000	1,794,400	2,902,600
	その他資本的收入	10,000,000	0	10,000,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,809,518,332 47,523,332	795,200,017 29,858,760	1,014,318,315 17,664,572
	建設改良費 (うち、繰越分)	289,116,332 47,523,332	44,486,058 29,858,760	244,630,274 17,664,572
	長期貸付金	10,000,000	1,819,000	8,181,000
	企業債償還金	1,505,684,000	748,894,959	756,789,041
	その他資本的支出	4,718,000	0	4,718,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債

(単位：円)

前期末残高	当期借入高	当期償還高	当期末残高
22,626,006,969	0	748,894,959	21,877,112,010

ロ 一時借入金

(単位：円)

前期末残高	当期借入残高最高額	当期末残高
0	0	0

平成26年度 上半期天理市下水道事業損益計算書

(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	635,282,439		
(2) 他会計負担金	15,462,814		
(3) その他営業収益	<u>20,300</u>	650,765,553	
2 営業費用			
(1) 管渠費	21,280,065		
(2) 農業集落排水施設維持費	4,533,603		
(3) 雨水ポンプ場費	1,540,553		
(4) 流域下水道維持管理負担金	263,316,804		
(5) 業務費	16,868,048		
(6) 総係費	32,597,532		
(7) 減価償却費	<u>610,384,000</u>	<u>950,520,605</u>	
営業損失			299,755,052
3 営業外収益			
(1) 受取利息	765,808		
(2) 他会計補助金	635,964,000		
(3) 県補助金	0		
(4) 長期前受金戻入	201,797,000		
(5) 雑収益	<u>415,533</u>	838,942,341	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	<u>263,344,198</u>	<u>263,344,198</u>	<u>575,598,143</u>
経常利益			275,843,091
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	86,250		
(2) その他特別損失	<u>8,612,000</u>	<u>8,698,250</u>	<u>△8,698,250</u>
当期純利益			267,144,841
前年度繰越欠損金			237,691,940
その他未処分利益剰余金変動額			<u>3,296,918,735</u>
当期末処分利益剰余金			<u><u>3,326,371,636</u></u>

平成26年度 上半期天理市下水道事業貸借対照表

(平成26年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		137,328,938	
ロ 建 物	190,958,037		
減価償却累計額	<u>△22,156,809</u>	168,801,228	
ハ 構 築 物	42,684,238,512		
減価償却累計額	<u>△4,745,592,896</u>	37,938,645,616	
ニ 機 械 及 び 装 置	1,292,851,960		
減価償却累計額	<u>△301,276,024</u>	991,575,936	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	1,256,082		
減価償却累計額	<u>△369,876</u>	886,206	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	5,205,855		
減価償却累計額	<u>△1,022,883</u>	4,182,972	
ト リ ー ス 資 産	711,824		
減価償却累計額	<u>0</u>	711,824	
チ 建 設 仮 勘 定		62,421,087	
有形固定資産合計			39,304,553,807
(2) 無形固定資産			
イ 地 上 権		176,102	
ロ 電 話 加 入 権		260,000	
ハ 施 設 利 用 権		<u>1,894,135,312</u>	
無形固定資産合計			1,894,571,414
(3) 投 資			
イ 長 期 貸 付 金		7,338,060	
ロ 基 金		<u>42,686,540</u>	
投資合計			<u>50,024,600</u>
固定資産合計			41,249,149,821
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金			
			1,143,878,385
(2) 未 収 金			
	277,648,646		
貸倒引当金	<u>0</u>	277,648,646	
(3) 前 払 金			
			6,061,500
(4) その他流動資産			
		<u>23,174,736</u>	
流動資産合計			<u>1,450,763,267</u>
資産合計			<u>42,699,913,088</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債21,120,324,817

企業債合計

21,120,324,817

(2) リース債務

346,262

(3) 引当金

イ 退職給付引当金

28,800,940

引当金合計

28,800,940

固定負債合計

21,149,472,019

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債756,787,193

企業債合計

756,787,193

(2) リース債務

183,339

(3) 未払金

6,680,466

(4) 引当金

イ 退職給付引当金

1,197,801

引当金合計

1,197,801

(5) その他流動負債

イ 預り金

405,173,783

ロ その他流動負債

38,342,758

その他流動負債合計

443,516,541

流動負債合計

1,208,365,340

5 繰延収益

(1) 長期前受金

長期前受金

13,382,302,064

(2) 収益化累計額

△ 201,797,000

繰延収益合計

13,180,505,064

負債合計

35,538,342,423

資本の部

6 資本金

3,648,360,326

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

1,380,787

ロ 国庫補助金

167,433,365

ハ 県補助金

18,024,551

資本剰余金合計

186,838,703

(2) 利益剰余金

イ 当期末処分

利益剰余金

3,326,371,636

利益剰余金合計

3,326,371,636

剰余金合計

3,513,210,339

資本合計

7,161,570,665

負債資本合計

42,699,913,088

(平成26年11月11日揭示済)

天理市告示第357号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年11月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月11日から平成27年1月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月11日揭示済)

天理市告示第358号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年11月11日
 - 3 移動対象区域
天理市岸田町457番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月11日から平成27年1月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月12日揭示済)

天理市告示第359号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年11月12日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月12日から平成27年1月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月13日揭示済)

天理市告示第360号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年11月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月13日から平成27年1月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月13日揭示済)

天理市告示第361号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年11月13日
 - 3 移動対象区域
天理市柳本町1306番地3先放置禁止区域外
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月13日から平成27年1月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月14日揭示済)

天理市告示第362号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年11月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月14日から平成27年1月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月14日掲示済)

天理市告示第363号

天理市に住民票を有する下記の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第8条に規定する事由が生じたため、同令第12条第1項の規定により、住民票を職権で消除したので、同条例第4項の規定により告示する。

平成26年11月14日

天理市長 並 河 健

職権消除した年月日 平成26年11月14日
職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略

(平成26年11月17日掲示済)

天理市告示第364号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月17日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年11月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月17日から平成27年1月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月18日掲示済)

天理市告示第365号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1

項の規定により告示する。
平成26年11月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年11月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月18日から平成27年1月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月19日揭示済)

天理市告示第366号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成26年11月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年11月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月19日から平成27年1月17日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月20日揭示済)

天理市告示第367号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年11月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成26年11月20日揭示済)

天理市告示第368号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年11月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月20日から平成27年1月18日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月20日揭示済)

天理市告示第369号

天理市名阪高架下駐車場における使用料の徴収事務の委託について（平成24年4月天理市告示第137号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月20日

天理市長 並 河 健

本文中「名阪高架下駐車場管理委員会会長 但馬義雄」を「名阪高架下駐車場管理委員会会長 但馬努」に改める。

(平成26年11月21日揭示済)

天理市告示第370号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成26年11月21日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	やまや	のぼり	6	柳本町	H26. 11. 20	H26. 11. 20	市役所 地下駐車場

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 0743-63-1001（内線330）

(平成26年11月21日揭示済)

天理市告示第371号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年11月21日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年11月21日から平成27年1月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年11月25日 掲示済)

天理市告示第372号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年11月25日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成26年11月25日 掲示済)

天理市告示第373号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成26年11月25日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成26年11月25日 掲示済)

天理市告示第374号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月25日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年11月25日

3 移動対象区域

天理市布留町83番地先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年11月25日から平成27年1月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年11月25日揭示済)

天理市告示第375号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により、自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年11月25日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月25日から平成27年1月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年11月25日揭示済)

天理市告示第376号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年11月25日
- 3 移動対象区域
天理市遠田町393番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月25日から平成27年1月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年11月25日揭示済)

天理市告示第377号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により、自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成26年11月25日

3 移動対象区域

天理市前栽町220番地1先放置禁止区域外

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年11月25日から平成27年1月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年11月26日揭示済)

天理市告示第378号

通知カード・個人番号カード関連事務の委任について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第3項の規定に基づき、平成26年11月26日から指定情報処理機関である地方公共団体情報システム機構に、通知カード・個人番号カード関連事務を行わせることとしたことを告示する。

平成26年11月26日

天理市長 並 河 健

(平成26年11月26日揭示済)

天理市告示第379号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月26日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年11月26日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成26年11月26日から平成27年1月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成26年11月27日揭示済)

天理市告示第380号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月27日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成26年11月27日

- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月27日から平成27年1月25日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月28日揭示済)

天理市告示第381号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年11月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年11月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年11月28日から平成27年1月26日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年11月28日揭示済)

天理市告示第382号

平成26年11月28日付けで専決を行った、平成26年度天理市一般会計補正予算（第3号）の要領は、次のとおりである。

平成26年11月28日

天理市長 並 河 健

平成26年度天理市一般会計補正予算（第3号）

平成26年度天理市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,052千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,003,915千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		1,501,394	26,052	1,527,446
	3 委託金	118,798	26,052	144,850
歳 入 合 計		23,977,863	26,052	24,003,915

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,371,149	26,052	2,397,201
	4 選挙費	43,317	26,052	69,369
歳 出 合 計		23,977,863	26,052	24,003,915

(平成26年12月1日揭示済)

天理市告示第383号

平成26年第4回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年12月1日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 平成26年12月8日
- 2 場 所 天理市役所議事場

(平成26年12月1日揭示済)

天理市告示第384号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月1日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年12月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年12月1日から平成27年1月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年12月1日揭示済)

天理市告示第385号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年12月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成26年11月28日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年12月1日から平成27年5月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理（株） 電話 06-4399-9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成26年12月2日揭示済)

天理市告示第386号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月2日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年12月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年12月2日から平成27年1月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年12月3日揭示済)

天理市告示第387号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月3日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成26年12月3日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年12月3日から平成27年1月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年12月4日揭示済)

天理市告示第388号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年12月4日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成26年12月4日から平成27年2月1日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成26年12月5日揭示済)

天理市告示第389号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成26年12月5日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成26年12月5日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成26年12月5日から平成27年2月2日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

公 告

(平成26年11月7日揭示済)

天理市公告第41号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定の更新について
平成26年8月15日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定を更新したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成26年11月7日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号	2970400376	
名称	グループホームゆりかご	
所在地	奈良県天理市櫛本町1461-3	
申請者	名称	有限会社 奈良ライフサポート
	主たる事務所の所在地	奈良県大和郡山市発志院町185番地1
	代表者の氏名	奥村 吉弘
	代表者の住所	奈良県大和郡山市柳町4-1 914号
指定年月日 (更新)	平成26年8月15日	
サービスの種類	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	

(平成26年11月12日揭示済)

天理市公告第42号

一般競争入札について

天理駅前広場再整備工事業務委託について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年11月12日

天理市長 並 河 健

第1 委託概要

- (1) 業務委託名 天理駅前広場再整備工事 業務委託
- (2) 場 所 天理市川原城町（天理駅前広場）外地内
- (3) 概 要 天理駅前広場空間整備工事（南ゾーン）基本・実施設計業務委託
 新築設計 A = 2743.3㎡
 古墳A-1～A-3 屋根付野外ステージ
 A = 969.8㎡
 古墳B-1～B-2 水の広場
 A = 407.7㎡
 古墳C-1～C-4 カフェ・サイクルショップ
 A = 782.7㎡
 古墳D-1～D-2 ストライダー乗り場
 A = 583.1㎡
 改修設計
 既存広場解体・敷地整備 A = 8534.5㎡
 天理駅前広場再整備工事（交通ターミナル）設計業務委託
 道路詳細設計 L = 300m
 設計協議 1式
- (4) 合併入札 本入札は、次の①及び②の業務を合併して入札するものであり、その落札者と各業務について契約を締結する。
 ① 天理駅前広場空間整備工事（南ゾーン）基本・実施設計業務委託
 ② 天理駅前広場再整備工事（交通ターミナル）設計業務委託
- (5) 委託期間 ① 天理駅前広場空間整備工事（南ゾーン）基本・実施設計業務委託
 基本設計業務：平成27年2月27日まで
 実施設計業務：平成27年6月10日まで
 ② 天理駅前広場再整備工事（交通ターミナル）設計業務委託：平成27年3月27日まで
- (6) 予定価格 38,631,600円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (7) 最低制限価格 25,754,760円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (8) 前払金 請求不可
- (9) 部分払い ① 天理駅前広場空間整備工事（南ゾーン）基本・実施設計業務委託については、基本設計業務の設計図書が完成し検査に合格したときは、平成26年度部分払いとして基本設計業務相当分を支払う。
 ② 天理駅前広場再整備工事（交通ターミナル）設計業務委託については請求不可。

第2 競争入札参加資格

- (1) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）による1級建築士事務所登録を行っていること。
- (2) 本市に平成26年度有効な天理市建設工事等入札参加資格審査申請書を提出し、建築士事務所及び建設コンサルタントとして当該参加資格を有した者で、奈良県内若しくは大阪府、京都府内に本店又は委任を受けた支店、営業所等（公告日時点において当該支店、営業所が本市に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するものであって、かつ次の(3)及び(4)に掲げる条件をすべて満たし、当該業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (3) 次の条件をすべて満たしていること。
 ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 ② 次のいずれにも該当しない者であること。
 ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 イ. 暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 ウ. 役員等が暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 エ. 役員等が暴力団員であると認められる者
 オ. 暴力団及び暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 カ. 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与

える目的をもって、暴力団及び暴力団員を利用していると認められる者
キ. 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者

- ③ 本競争入札参加資格確認時点及びその後予定されている本件の入札の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ④ 本業務委託の仕様書に対する質問を、書面（以下「質問書」という。）により提出した者であること（注. なお質問がない場合でも、質問のない旨を質問書にて必ず提出しなければならない。）。
 - ⑤ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- (4) 複数の1級建築士を雇用していること（ただし、入札申し込みのあった日以前に、3カ月以上の雇用関係がある者とする。）。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争入札参加資格の確認等

本競争入札の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争入札参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ。
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争入札参加資格者は、指定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。なお、競争入札参加資格確認通知日より以前に提出された入札書は無効となるので注意すること。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に業務委託名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、業務委託名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) (1)から(3)までに規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地

天理市役所 3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (3) くじ引きによる落札者決定の場合、その執行日時及び場所は下記のとおりとする。
 - ① 日時 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所 3階 334会議室

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 免除
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

天理駅前広場再整備工事 業務委託	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年11月12日（水）から 平成26年11月21日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年11月12日（水）から 平成26年11月21日（金）まで
質問書の提出期限	平成26年11月25日（火） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年12月1日（月）
質問書への回答日	平成26年12月1日（月）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年12月4日（木）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年12月8日（月）
入札書到着期限日	平成26年12月10日（水） 書留郵便にて 日本郵便(株) 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成26年12月11日（木） 午前11時
くじを行う場合の日時	平成26年12月12日（金） 午後2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成26年11月14日揭示済)

天理市公告第43号

大和都市計画生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成26年11月14日

天理市長 並 河 健

1. 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画生産緑地地区
2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域
天理市中町、布留町、石上町、南六条町の一部
3. 都市計画の案の縦覧場所
天理市川原城町605番地 天理市建設部まちづくり計画課内
4. 都市計画の案の縦覧期日
平成26年11月14日から11月28日まで
5. 都市計画の案に対する意見の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで平成26年11月28日までに、天理市建設部まちづくり計画課に必着するように提出してください。

(平成26年11月20日揭示済)

天理市公告第44号

天理市名阪高架下駐車場の指定管理者の代表者の氏名の変更について

公の施設に係る指定管理者の代表者の氏名の変更の届出があったため、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年6月天理市条例第27号）第10条の規定に基づき公告する。

平成26年11月20日

天理市長 並 河 健

指定管理者の代表者

変更前	名阪高架下管理委員会	会長	但馬 義雄
変更後	名阪高架下管理委員会	会長	但馬 努
変更日	平成26年11月20日		

教育委員会

(平成26年11月28日揭示済)

天教告示第15号

平成26年12月3日午前9時30分から12月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成26年11月28日

天理市教育委員会
教育委員長 田中 久善

農業委員会

(平成26年11月26日揭示済)

天農委告示第12号

平成26年12月5日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成26年11月26日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

記

議案第1号 農地法第3条に関する申請について

議案第2号 その他

① 市街化区域の専決処分について（報告）

選挙管理委員会

(平成26年11月17日揭示済)

天選告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成26年12月3日から同月7日までの間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成26年11月17日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成26年11月23日揭示済)

天選告示第24号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、平成26年12月2日の1日間、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

平成26年11月23日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

縦覧場所 天理市川原城町605番地
天理市役所内 天理市選挙管理委員会事務局

(平成26年11月23日揭示済)

天選告示第25号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙につき、在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所は、次の場所に設ける。

平成26年11月23日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所名	在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成26年11月30日揭示済)

天選告示第26号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により設置したポスター掲示場は、次のとおりである。

平成26年11月30日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成26年12月1日揭示済)

天選告示第27号

平成26年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成26年12月1日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

50分の1の数 1,057人
6分の1の数 8,802人
3分の1の数 17,603人

(平成26年12月2日揭示済)

天選告示第28号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 における本市の各投票区の投票場所は、次の
場所に設ける。
平成26年12月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成26年12月2日揭示済)

天選告示第29号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 につき、期日前の投票所の場所を次のように
定める。
平成26年12月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

期日前投票所名	期日前投票所の場所
天理市役所期日前投票所	天理市川原城町605番地 天理市役所1階 131会議室

(平成26年12月2日揭示済)

天選告示第30号

平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙
最高裁判所裁判官国民審査 につき、本市開票区の開票は、次の場所及び
日時に行う。
平成26年12月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市丹波市町180番地 天理市丹波市小学校体育館
- 2 日時 平成26年12月14日 午後9時20分から

(平成26年12月2日揭示済)

天選告示第31号

平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、本市の各投票所内における候補者の
氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の揭示の順序を定めるくじは、次の場所及び日時に行
う。
平成26年12月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 場所 天理市役所5階 533B会議室
- 2 日時 平成26年12月2日 午後5時15分

(平成26年12月2日揭示済)

天選告示第32号

平成26年12月14日執行の衆議院議員選挙において、公職選挙法第62条第2項及び第4項の規定により、
開票立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一の政党その他の政治団体に属する候補者の
届出にかかる者が3人以上あるときにおけるくじは、次の場所及び日時に行う。
平成26年12月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

- 1 小選挙区選出議員に係るくじ

場所 天理市役所5階 533A会議室
 日時 平成26年12月11日 午後5時15分
 2 比例代表選出議員に係るくじ
 場所 天理市役所5階 533A会議室
 日時 平成26年12月11日 午後5時25分

(平成26年12月2日揭示済)

天選告示第33号

平成26年12月14日執行の 衆議院議員総選挙 につき、本市における開票管理者及びその
 最高裁判所裁判官国民審査 職務を代理すべき者を次のように選任した。
 平成26年12月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

開票管理者		開票管理者の職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
天理市樺本町1504番地	堀内 靖介	天理市三昧田町481番地	中田 憲良

(平成26年12月2日揭示済)

天選告示第34号

平成26年12月14日執行の 衆議院議員総選挙 につき、本市における各投票区の投票所の
 最高裁判所裁判官国民審査 投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
 平成26年12月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

(平成26年12月2日揭示済)

天選告示第35号

平成24年12月16日執行の 衆議院議員総選挙 における天理市役所期日前投票所の投票管
 最高裁判所裁判官国民審査 理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。
 平成26年12月2日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀内靖介

別紙のとおり 略

監査委員

(平成26年10月27日揭示済)

天監委告示第2号

平成26年度第2回定期監査の結果について(公表)
 地方自治法第199条第4項の規定により、平成26年度第2回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。
 平成26年11月26日

天理市監査委員 梅 崎 浩 充
 天理市監査委員 松 井 義 憲
 天理市監査委員 東 田 匡 弘

1 監査の種別 定期監査

2 監査の執行期間及び監査対象

監査執行期間	監査対象	予算執行状況調査日
平成26年9月1日～2日	総務部防災課	平成26年7月31日
〃 9月4日～5日	〃 地域安全課	〃
〃 9月9日～10日	〃 税務課	〃
〃 9月12日～16日	〃 収税課	〃
〃 10月6日～7日	教育委員会生涯学習課	平成26年8月31日
〃 10月9日～10日	〃 市民体育課	〃
〃 10月15日～16日	〃 文化財課	〃
〃 10月29日～11月17日	小学校・中学校・幼稚園	平成26年9月30日

3 監査の範囲

平成26年度の財務に関する事務の執行状況

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
- (2) 収入及び支出の事務処理状況
- (3) 補助金関係の事務処理状況
- (4) 契約関係の事務処理状況
- (5) 財産の管理状況
- (6) 物品の出納保管状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出の事務処理等、財務に関する事務処理が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているか、関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い、法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

【総務部】

防災課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
消防費県負担金	1,885,000	0	0	0	-
雑入	5,498,000	4,202,554	4,202,554	0	100.0
合計	7,383,000	4,202,554	4,202,554	0	100.0

平成26年7月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
災害対策費	15,993,000	1,828,877	14,164,123	11.4
水防費	362,000	6,300	355,700	1.7
非常備消防費	76,076,000	21,169,184	54,906,816	27.8
消防施設費	2,310,000	0	2,310,000	0.0
合計	94,741,000	23,004,361	71,736,639	24.3

平成26年7月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、消防団員等公務災害補償等共済金受入金である。

歳出の主なものは、天理市消防団運営等交付金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

地域安全課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
総務使用料	40,524,000	14,431,000	10,565,750	3,865,250	73.2
総務手数料	1,275,000	392,400	390,350	2,050	99.5
雑入	30,000	8,400	8,400	0	100.0
合計	41,829,000	14,831,800	10,964,500	3,867,300	73.9

平成26年7月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
交通安全対策費	105,641,000	48,253,532	57,387,468	45.7
防犯対策費	10,989,000	4,916,175	6,072,825	44.7
合計	116,630,000	53,169,707	63,460,293	45.6

平成26年7月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、天理駅前地下自転車等駐車場使用料である。

なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、天理駅前地下自転車等駐車場指定管理料、天理市地域公共交通活性化協議会負担金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

税務課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

区分	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
市税(現年課税分)	7,270,947,000	7,136,704,351	4,151,296,766	2,985,407,585	58.2
市民税	2,952,008,000	2,887,804,154	1,378,706,685	1,509,097,469	47.7
固定資産税及び都市計画税	3,748,298,000	3,958,979,000	2,492,128,697	1,466,850,303	63.0
軽自動車税	124,054,000	133,138,500	123,712,100	9,426,400	92.9
市たばこ税	446,587,000	156,782,697	156,749,284	33,413	100.0
使用料及び手数料	3,556,000	1,390,500	2,047,700	-657,200	147.3
総務手数料	3,556,000	1,390,500	2,047,700	-657,200	147.3
諸収入	32,000	20,090	19,835	255	98.7
雑入	32,000	20,090	19,835	255	98.7
合計	7,274,535,000	7,138,114,941	4,153,364,301	2,984,750,640	58.2

平成26年7月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
税務総務費	143,000	16,860	126,140	11.8
賦課費	82,183,000	4,214,281	77,968,719	5.1
合計	82,326,000	4,231,141	78,094,859	5.1

平成26年7月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入について、監査実施時点までに、総務手数料の未調定分が計上され、雑入の収入未済額255円は収納された。

歳出の主なものは、電子計算事務処理委託料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

収税課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

区分	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
市税(滞納繰越分)	123,331,000	598,882,088	36,358,022	562,524,066	6.1
市民税	48,727,000	217,796,012	18,564,103	199,231,909	8.5
固定資産税及び都市計画税	71,983,000	367,842,301	17,223,169	350,619,132	4.7
軽自動車税	2,621,000	13,243,775	570,750	12,673,025	4.3
使用料及び手数料	912,000	337,950	319,050	18,900	94.4
総務手数料	912,000	337,950	319,050	18,900	94.4
県支出金	85,959,000	0	0	0	-
総務費委託金	85,959,000	0	0	0	-
諸収入	7,201,000	5,600,445	4,192,416	1,408,029	74.9
延滞金	7,200,000	5,600,445	4,192,416	1,408,029	74.9
滞納処分費	1,000	0	0	0	-
合計	217,403,000	604,820,483	40,869,488	563,950,995	6.8

平成26年7月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
諸費	31,000,000	31,000,000	0	100.0
徴収費	22,424,000	1,970,402	20,453,598	8.8
合計	53,424,000	32,970,402	20,453,598	61.7

平成26年7月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入について、監査実施時点で市税以外の収入未済額はないことが確認できた。

歳出の主なものとして、市税過誤納還付金及び加算金が資金前渡されている。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

【教育委員会】

生涯学習課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
教育使用料	278,000	115,990	97,620	18,370	84.2
教育費国庫補助金	415,000	0	0	0	-
雑入	41,000	7,504	6,962	542	92.8
合計	734,000	123,494	104,582	18,912	84.7

平成26年8月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
人権教育推進費	66,000	61,395	4,605	93.0
社会教育総務費	17,962,000	5,116,034	12,845,966	28.5
公民館費	66,732,000	11,785,062	54,946,938	17.7
現年度	60,680,000	11,785,062	48,894,938	19.4
明許繰越	6,052,000	0	6,052,000	0.0
教育キャンプ場費	2,979,000	447,399	2,531,601	15.0
合計	87,739,000	17,409,890	70,329,110	19.8

平成26年8月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、公民館使用料である。

なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、公民館駐車場借地料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市民体育課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
教育使用料	2,000	1,720	1,720	0	100.0
雑入	723,000	375,954	375,954	0	100.0
合計	725,000	377,674	377,674	0	100.0

平成26年8月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
保健体育総務費	20,175,000	15,103,325	5,071,675	74.9
体育施設管理費	56,500,000	27,939,157	28,560,843	49.4
合計	76,675,000	43,042,482	33,632,518	56.1

平成26年8月31日現在

注：職員給与費除く。

歳入の主なものは、スポーツ教室参加料である。

歳出の主なものは、体育施設等指定管理料である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為伺書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

文化財課

○ 予算の執行状況について

① 歳入

目	予算現額 円	調定額 円	収入済額 円	収入未済額 円	収入率 %
教育使用料	1,000	860	860	0	100.0
教育費国庫補助金	3,280,000	0	0	0	-
教育費県補助金	1,480,000	0	0	0	-
埋蔵文化財発掘調査 受託収入	19,117,000	0	0	0	-
雑入	500,000	648,650	624,650	24,000	96.3
合計	24,378,000	649,510	625,510	24,000	96.3

平成26年8月31日現在

② 歳出

目	予算現額 円	支出済額 円	残額 円	執行率 %
文化財保護費	58,932,000	5,943,357	52,988,643	10.1
合計	58,932,000	5,943,357	52,988,643	10.1

平成26年8月31日現在

注:職員給与費除く。

歳入の主なものは、出版物頒布金である。

なお、収入未済額については、監査実施時点で収入済であることが確認できた。

歳出の主なものは、発掘調査員等賃金である。

調定書等の歳入関係書類及び支出負担行為何書等の歳出関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

学校及び幼稚園

(1) 監査を行った学校及び幼稚園

- 中学校(2校) 北中学校(夜間学級を含む。)・福住中学校
 小学校(4校) 丹波市小学校・山の辺小学校・福住小学校・櫛本小学校
 幼稚園(4園) 丹波市幼稚園・山の辺幼稚園
 やまだこども園(福住幼稚園)・櫛本幼稚園

(2) 各学校及び園の配当予算額の執行状況について

○ 歳出

区分	予算額 (配当額) 円	支出済額 円	予算執行率 %	節別支出明細				
				需用費 円	役務費 円	原材料費 円	備品購入費 円	
中学校	北	8,054,000	3,320,801	41.2	1,890,693	48,716	16,200	1,365,192
	北(夜間)	1,047,000	539,057	51.5	234,957	0	0	304,100
	福住	3,331,000	1,269,229	38.1	719,536	114,193	7,800	427,700
小学校	丹波市	4,638,000	2,243,426	48.4	1,684,968	1,296	5,915	551,247
	山の辺	4,465,000	2,036,531	45.6	1,404,221	87,800	12,054	532,456
	福住	4,177,000	1,404,133	33.6	834,261	106,560	36,108	427,204
	樺本	5,671,000	2,111,265	37.2	1,576,781	11,600	5,292	517,592
幼稚園	丹波市	1,128,000	270,202	24.0	202,522	16,200	6,480	45,000
	山の辺	958,000	248,039	25.9	201,739	0	7,300	39,000
	やまだこども園	0	0	-	0	0	0	0
	樺本	1,291,000	496,010	38.4	389,842	62,640	408	43,120

平成26年9月30日現在

それぞれの支出負担行為何書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

なお、やまだこども園については、児童福祉課から予算が執行されている。

また、各学校及び園が管理する公金（切手を含む）の出納について、適正に事務処理がなされていた。

むすび

以上が平成26年度第2回総務部（防災課・地域安全課・税務課・収税課）、教育委員会（生涯学習課・市民体育課・文化財課）及び学校・幼稚園の定期監査を行った結果である。

予算執行状況、歳入歳出の事務処理状況、物品の出納保管状況及び財産の管理等について監査を実施した結果、各予算は目的に従い法令に準拠し適正に処理されていた。今後の予算執行においても的確な対応並びに適正な対処をされるよう要望する。

公営企業

(平成26年11月17日揭示済)

天理市上下水道局公告第30号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年11月17日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第11処理分区	小路町の一部

(平成26年11月17日揭示済)

天理市上下水道局公告第31号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年11月17日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第12-2処理分区	二階堂上ノ庄町の一部

(平成26年11月18日揭示済)

天理市上下水道局告示第10号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成26年11月18日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成26年11月18日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

天理市指定給水装置工事事業者

商号 (株)葛城工業

代表者 西元 竜也

住所 奈良県葛城市林堂100-8

(平成26年11月20日揭示済)

天理市上下水道局公告第32号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成26年11月20日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工事名 長寿命化対策管路施設改築修繕工事（公第1-21工区）並びに長寿命化対策管路施設改築修繕工事（公第1-21工区）に伴うφ150mm配水管移設工事及びφ150mm～50mm配水管改良工事
- (2) 工事場所 天理市川原城町他
- (3) 工事概要 長寿命化対策管路施設改築修繕工事（公第1-21工区）
 - 工事延長 L = 573.0m
 - 管路布設替工 VU φ200mm L = 147.3m
 - 公共汚水樹布設替工 N = 5箇所
 - 管路更生工 φ200mm L = 20.2m

管路更生工	φ 250mm	L = 380.3m
管路更生工	φ 300mm	L = 25.2m
蓋替え工		N = 7箇所
付帯工		N = 1式

長寿命化対策管路施設改築修繕工事（公第1-21工区）に伴うφ150mm配水管移設工事及びφ150mm～50mm配水管改良工事

φ150mmGX形鋳鉄管布設工	L = 174.0m
φ100mmポリエチレン管布設工	L = 273.0m
φ50mmポリエチレン管布設工	L = 178.0m
φ13mm～40mm給水装置	60件

(4) 工 期 平成27年3月31日まで

(5) 予定価格 113,591,160円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。） 設定有り。

(7) その他 本入札は、①及び②の工事を合併して入札するものであり、その落札者と工事別に契約を締結するものである。

① 長寿命化対策管路施設改築修繕工事（公第1-21工区）

② 長寿命化対策管路施設改築修繕工事（公第1-21工区）に伴うφ150mm配水管移設工事及びφ150mm～50mm配水管改良工事

第2 競争参加資格

(1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木工事の総合評定値を有する者であること。

④ 局が平成26年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成26年度）において土木工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。

⑤ 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。

⑥ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、局より入札参加停止措置を受けていない者であること。

⑦ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。

⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。

⑨ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者

② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

(4) 次の①～③に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者ではないこと。

① 名称 (株) 関西エンジニアリング 奈良支店

所在地 奈良県奈良市千代ヶ丘2-8-42

② 名称 (株) サンテック 奈良営業所

所在地 奈良県橿原市南八木町3-4-13

③ 名称 (株) 大阪水道工業会研究所 奈良支社

所在地 奈良県奈良市富雄元町1-3-29

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係

電話番号 0743-63-1001 内線838

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
 - ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。
- (3) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出の期間、場所及び方法
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (4) 仕様書公開の日時及び場所
 - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場 所 (1)に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 (1)に同じ。
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (6) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日には回答書を発送するとともに、総務課庶務係にて閲覧に供します。
- (7) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (8) 入札書の到着期限日及び送付先
 - ① 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 入札書の送付先 日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局総務課庶務係 行
- (9) 開札日時及び場所
 - ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階 会議室

第4 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
 - ① 天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（平成23年7月）に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定するものとする。
 - ② 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第5 その他

- (1) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。
- (3) 入札結果の公表等
落札決定後、入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。
- (4) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除

- ② 契約保証金 契約保証金額は第1(7)①及び②の各々について、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第6 入札公告の掲示場所
天理市役所 掲示場

第7 問い合わせ先
天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線 838

別表（入札日程）

長寿命化対策管路施設改築修繕工事（公第1-21工区）並びに長寿命化対策管路施設改築修繕工事（公第1-21工区）に伴うφ150mm配水管移設工事及びφ150mm～50mm配水管改良工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成26年11月20日（木）から 平成26年11月28日（金）まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成26年11月21日（金）から 平成26年11月28日（金）まで
質問書の提出期限	平成26年12月2日（火） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成26年12月5日（金）
質問書への回答日	平成26年12月5日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成26年12月10日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成26年12月12日（金）
入札書到着期限日	平成26年12月18日（木）
開札の日時	平成26年12月19日（金） 午前10時00分
くじを行う場合の日時	平成26年12月19日（金） 午後2時00分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成26年11月18日揭示済)

天理市上下水道局公告第33号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成26年11月18日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成26年11月18日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

天理市指定下水道工事店

商号 (株)葛城工業

代表者 西元 竜也

住所 奈良県葛城市林堂100-8

(平成26年11月21日揭示済)

天理市上下水道局公告第34号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年11月21日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
櫛本北第12-1 処理分区	二階堂上ノ庄町の一部

(平成26年11月21日揭示済)

天理市上下水道局公告第35号

平成26年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成26年11月21日

天理市上下水道事業管理者
藤田 俊史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域(町名)
大和川第5 処理分区	柳本町の一部